

被判定空家等一覧表(令和2年8月7日:第12回長浜市空家等対策推進会議資料)

※会議終了後審査結果を記入しています。

項目	倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態か否かの判断基準																			周辺への影響度の判断基準								合計点数	判定	結果														
	傾斜		基礎及び土台					屋根ふき材、庇又は軒			外壁			看板、給油設備、屋上水槽等				屋外階段、バルコニー		門、塀		擁壁			位置	隣接家屋					通学路			公共施設										
判断内容	沈下がある。基礎又は土台等に不同	斜めが認められる。20分の1超の柱の傾	基礎が破損又は変形している。	土台が腐朽又は破損している。	基礎と土台にずれが生じている。	基礎に腐朽又は変形している。	柱、はり、筋かいが腐	柱とはりにずれが発生している。	屋根が変形している。	屋根ふき材が剥落している。	腐朽している。木等が	軒の裏板、たる木等が	軒がたれ下がっている。	雨樋がたれ下がっている。	壁体を貫通する穴が生じている。	下地が露出している。	外壁の仕上材料が剥	生じている。浮きや	外壁のモルタルが剥	看板の仕上材料が剥	水槽等が転倒している。	看板、給油設備、屋上	水槽等が破損又は脱落している。	給油設備、屋上	食槽等が破損又は脱落している。	屋外階段、バルコニー	が腐食、破損又は脱落している。	屋外階段、バルコニー	が傾斜している。	損が生じている。	門、塀が傾斜している。	擁壁表面に水がしみ出し、流出している。	擁壁表面に水がしみ出し、流出している。	水抜き穴の詰まりが生じている。	ひび割れが発生している。	位置	隣接家屋が1軒ある。	隣接家屋が2軒以上ある。	小学校の通学路になっている。	中学校の通学路になっている。	義務教育学校の通学路になっている。	内径100メートル以内の公共施設がある。	半径300メートル以内の公共施設がある。	
点数 (下段は最大点数)	100	100	50	50	25	50	25	25	25	25	25	25	10	25	15	10	10	10	10	10	50	10	50	10	20	20	20	30	10	1	3	3	3	3	3	3	1							
			(ただし、著しく崩壊の危険のあるものについては最大点数に+50)					(ただし、著しいものについては最大点数に+25)														(ただし、著しく脱落の危険のあるものについては+50)																						
北野町 1居宅	0	0					50	25		25			10	25	15	10					0		0				0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	164	164	特				